

暮らしに活かそう 国保まめ知識

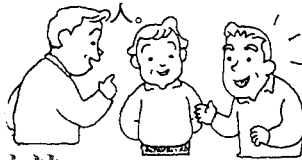
退職者医療制度

**退職者医療制度とは?** 長い間、会社や役所などに勤めて退職し、厚生年金や共済年金を受けている69歳以下の人とその被扶養者は、退職者医療制度で診療を受けます。

対象となる人

次の条件のすべてに該当する人とその被扶養者。

- 1 国民健康保険に加入している人。
- 2 老人保健の適用を受けていない人。
- 3 老齢(退職)年金または通算老齢(退職)年金受給者であって、その年金制度に20年以上加入している、あるいは、40歳以降に10年以上加入している。



被扶養者とは

退職被保険者本人と生活をともにし、退職被保険者本人の収入によって生計を維持している次の人。

- ①退職被保険者により生計を維持している家族(配偶者、3親等内の親族、または配偶者の父母と子)。
- ②国保の加入者で、老人保健法の適用を受けていない人。

※被扶養者の届け出は世帯主が行います。

退職被保険者となる日

年金の受給権が発生した日から、退職被保険者としての資格が得られます。年金受給の手続きをし、年金証書が手元に届いたら、14日以内に国保の窓口へ届け出てください。

特例療養費の支給

やむを得ない理由で、退職被保険者証を提出しないで診療を受け、3割の自己負担金を支払った場合、国保へ「特例療養費支給申請書」を提出すれば、退職被保険者の自己負担金(2割)の差額分(1割)の支給を受けることができます。

**お医者さんに 窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を出して受診します。一部負担金は次の通りです。**

退職被保険者(本人)	外来 入院	2割自己負担 2割自己負担	8割給付 8割給付
被扶養者(家族)	外来 入院	3割自己負担 2割自己負担	7割給付 8割給付

入院中の食事代
1日600円を自己負担

能力開発講座

○パソコン講座データベース中級  
日程 11月6日、9日、13日、14日  
○ワープロ講座(中級)  
日程 11月27日、12月1日  
時間 午後6時~8時50分  
定員 各20名  
受講料 2000円  
受付期間 各講座とも開講日の7日前まで、ただし定員になれば締め切ります。  
問合せ先 県立都留能力開発センター  
☎(43)8911

山林伐採の届け出について

適正な森林施策を確保するため、山林の立木を伐採する場合は、事前に届け出が必要となります。(届け出がなされない場合、森林法違反となります。)  
届出人 森林所有者または立木買受人  
届出先 伐採する日の90日から30日前までの間に大月林務事務所まで一通提出(図面添付)  
問合せ先 大月林務事務所 林業振興課  
☎(22)7841  
市農林課・南都留森林組合まで

労働保険加入で広がる職場の笑顔

10月1日~31日までは労働保険適用促進月間です。労災保険・雇用保険への加入がお済みでない事業主の方は、この機会に加入しましょう。

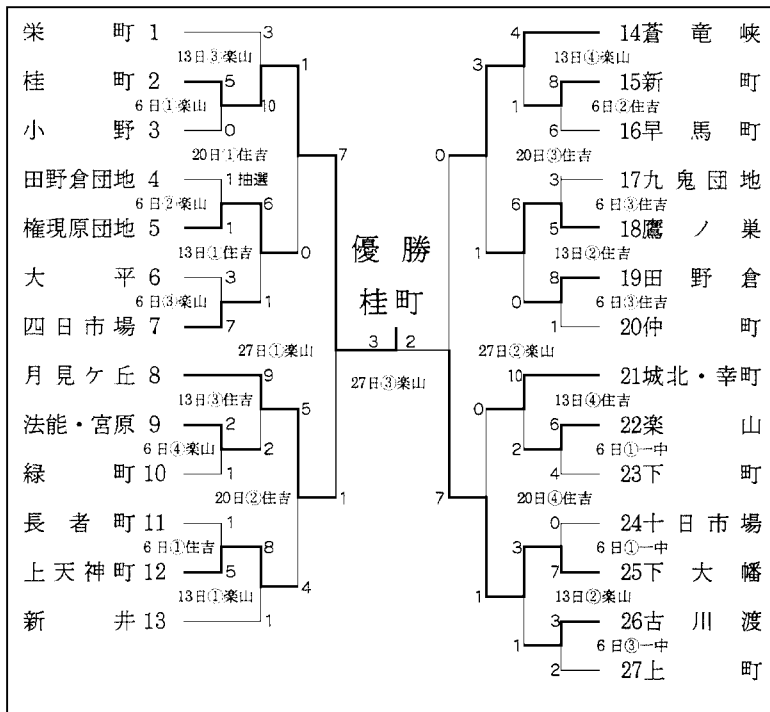
加入のお問い合わせは、ハローワーク都留☎(43)5141

山梨県最低賃金は、平成7年10月1日から

1日 4,752円  
1時間 595円 に改正されました。

くわしくは、山梨県労働基準局賃金課☎0552(52)4856

第63回都留市町別野球大会結果



第63回町別野球大会 桂町、三連覇

今年で六十三回を迎えた伝統のある町別野球大会は、市内各地の精鋭二十七チームの参加により、八月六日、十三日、二十日、二十七日の四日間にわたって開催されました。記録的な暑さが続いた今年の夏でしたが、選手達はこの暑さの中、白熱したプレーを展開し、自治会代表としてがんばりました。

決勝の桂町チーム対下大幡チームは、桂町チームが3点を先取し、下大幡チームが追

- 優勝 桂町チーム
- 準優勝 下大幡チーム
- 第三位 月見ヶ丘チーム
- 最優秀選手賞 杉本 昌宏
- 最優秀投手賞 佐藤 輝正
- 敢闘賞 尾島 正紀